

代議員選挙規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法人運営基本規程により、理事会において定めるものとして、代議員選挙に関する事項について定めるものとする。

(細則への委任)

第2条 代議員選挙に関する事項は、この規則によるほか、代議員選挙実施細則の定めるところによる。

(立候補等)

第3条 被選挙権を有する正会員は、立候補届出期間内に立候補届出書を選挙管理委員会に提出して、候補者となることができる。

2 被選挙権を有する正会員は、その者の承諾の下に、選挙権を有する1名以上の正会員が、立候補届出期間内に、推薦届出書を選挙管理委員会に提出することによって、候補者となる。

(候補の辞退)

第4条 候補者となった者は、投票開始日の前日から起算して7日前までに、候補者辞退届を選挙管理委員会に提出して、候補者を辞退することができる。

(投票の方法)

第5条 投票は、候補者リストの中から各登録区分の代議員定数の半数（端数切り上げ）以内の者を選び、これを連記する方法により行なう。

(選挙の実施時期)

第6条 代議員選挙の実施時期は、法人運営基本規程第12条2項の規定に基づき、理事会が決定する。

(選挙公示)

第7条 選挙管理委員会は、第6条の実施時期の決定に基づき選挙公示を行う。

(選挙結果の報告)

第8条 選挙管理委員会は、選挙結果を社員及び正会員に報告する。

附則

(1) 本規則は、法人設立時に遡って施行する。

(2) 2020年12月1日第8条改正